



愛媛県報

令和7年11月14日金曜日 第662号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

○ 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 909

公 告

○ 争議行為の通知の公表……………（労政雇用課）… 909

告 示

○愛媛県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年11月14日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
7中局建（開）第23号 令和7年11月5日	伊予市下三谷字阿しく寺3312番1	伊予郡松前町大字筒井731番地6 黒田開発

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和7年11月4日あったので公表する。

令和7年11月14日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2025年年末一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2025年11月22日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。